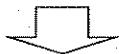


くぬぎ山地区自然再生協議会の見直しについて

1 見直しの経緯

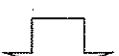
第1回協議会 (H19.3.25)

- ・一部の地権者委員が退会
- ・役員改選を行わず、県の課長を会長事務代理とした。



第2回協議会 (H19.7.8)

- ・前正副会長及び前運営委員で見直し案について検討し、協議会に提案することとした。



第1回見直し検討会 (H19.8.2)

- ・①意思決定の方法、②協議会の構成、③協議会の再設置、④自主事業の実施について検討



第2回見直し検討会 (H19.9.8)

- ・前回に引き続き、①～④を検討



第3回見直し検討会 (H19.9.28)

- ・前回に引き続き、①～④を検討



協議会の見直しの検討状況について協議会委員あて報告
(H19.11.12)

- ・第3回見直し検討会で、近郊緑地保全区域指定の状況を見ながら、見直しの検討を進めること、また、協議会の見直し案がまとまり次第、協議会での協議をお願いする旨を報告。



近郊緑地保全区域の指定について協議会委員あて報告
(H20.2.4)

- ・国から近郊緑地保全区域の指定について、平成20年2月開催の国土審議会に諮問しないとの連絡があった旨を報告。



第4回見直し検討会 (H20.3.18)

- ・前回に引き続き、①～④を検討

2 見直し検討会における協議の結果（要旨）

（1）論 点（課題設定）

- ①意思決定の方法
- ②協議会の構成
- ③協議会の再設置（解散して再設置）
- ④自主事業

（2）主な意見

- ①・ 参加したい人が参加できる現体制では、多数決は適当ではない。
 - ・ 自然再生推進法の趣旨から全会一致がよい。
 - ・ 後に遺恨を残すより、納得して進められる全会一致がよい。
 - ・ 全会一致だと一人でも強硬な反対者がいると決まらない。
 - ・ 全会一致だと前に進まない。
- ②・ 人数制限は、自然再生推進法の趣旨から問題があるのではないか。
 - ・ 地権者が物が言え、参加していると思える形にする必要がある。
 - ・ 合意形成できない現状を考えれば、人数制限を検討してもよい。
 - ・ 地権者に参加してもらえるならば、人数制限をしててもよい。
 - ・ 協議会の出席率を考慮すると、委員に継続参加の意向確認をすることで人数は絞り込めるのではないか。
 - ・ 団体委員が団体としての体をなしているかの確認が必要。
 - ・ 個人委員と団体委員の重複の確認が必要。
- ③・ 再募集した方が地権者も参加しやすい。
 - ・ 廃止か、休会にすべき。
- ④・ くぬぎ山の現状を認識できる、委員間のコミュニケーションが図れる等のメリットがあるので、自主事業を実施することが適当。
 - ・ くぬぎ山地区内で行われる清掃活動等についての情報をホームページに掲載し、委員等に周知することとする。

（3）結 果

結論には至っていない。